

淀川区生涯学習推進会議開催要綱

(目的)

第1条 淀川区における生涯学習推進を図るため、次の各号に掲げる事項について淀川区役所と連携して、協議または研究を行う会議を開催する。

- (1) 生涯学習推進計画進捗状況調査の実施に関すること。
- (2) 生涯学習推進のための諸施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 機関、団体、施設等が行う生涯学習事業への提言に関すること。
- (4) その他、生涯学習推進のために必要な事項に関すること。

(開催期間)

第2条 会議は概ね2年間開催する。

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる団体の代表者（推薦された者）及び学校園長等の代表者により構成する。

(役員)

第4条 本会議に次の役員をおく

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名し会議において承認を得る。

(役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(参与・顧問・相談役)

第6条 この会議に参与・顧問及び相談役を置くことができる。参与は、淀川区長を充て、顧問・相談役は、本会議の推薦により委員長が委嘱する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、その議事に關係ある有識者を会議に出席を要請し、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、淀川区役所において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月20日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から一部改正する。

ただし、設置当初の役員の任期は、平成14年3月31日までとする。

この要綱は、平成19年6月15日から一部改正する。

この要綱は、平成25年3月21日から一部改正する。

ただし、開催期間終了後、生涯学習推進の必要に応じて、改めて開催することができる。

この要綱は、平成30年12月13日から一部改正する。

(順不同)

団 体 名

- 1 淀川区人権啓発推進会議
- 2 大阪市人権啓発推進員淀川区連絡会
- 3 加島・三津屋地区人権教育研究ネットワーク
- 4 淀川区地域女性団体協議会
- 5 淀川区 PTA 協議会
- 6 淀川区子供会連合協議会
- 7 淀川区体育厚生協会
- 8 淀川区スポーツ推進委員協議会
- 9 淀川区老人クラブ連合会
- 10 淀川区青少年指導員連絡協議会
- 11 淀川区青少年福祉委員連絡協議会
- 12 淀川区生涯学習推進員連絡会
- 13 淀川区生涯学習関連施設連絡会
- 14 淀川区学校園長（中学校）
- 15 淀川区学校園長（小学校）